和光市地域子育て支援拠点事業運営業務委託事業者

公募型プロポーザル実施要項

【目次】

第１　公募概要
１　委託事業名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　事業の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　公募する本事業と実施場所・・・・・・・・・・・・・・・・・５
４　設置エリアの特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
５　事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
６　契約期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
７　職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
８　見積基準額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第２　公募スケジュール等
１　スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２　本公募要項の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３　質問の受付及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
⑴　提出方法
⑵　提出先
⑶　質問受付期間
⑷　回答
第３　応募申請に関する事項
１　応募要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
２　応募申請の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
⑴　参加表明
⑵　応募受付期限・受付時間
⑶　受付場所
⑷　提出方法
⑸　応募申請に関する提出書類
３　企画提案書等の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
⑴　受付期限・受付時間
⑵　受付場所
⑶　提出方法
⑷　企画提案に関する提出書類
⑸　企画提案にあたっての考え方
４　応募申請及び企画提案に関する共通事項・・・・・・・・・１１

⑴　書類の提出部数
⑵　提出書類の綴り方
⑶　提出された書類等の取扱い
第４　審査及び選定に関する事項
１　選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
⑴　第一次審査（書類審査）
⑵　第二次審査（プレゼンテーション審査）
２　応募事業者の失格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
３　選定の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
４　選定結果の通知及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第５　委託契約に関する事項
第６　その他
１　業務を実施するにあたっての留意事項・・・・・・・・・・・１２
⑴　関係法令等の遵守
⑵　業務の再委託の禁止
２　本事業が困難になった場合の措置・・・・・・・・・・・・・１２
⑴　委託事業者の責めに帰すべき事由による場合
⑵　当事者の責めに帰すことができない事由による場合
３　予算が成立しなかった場合の措置・・・・・・・・・・・・・１３
４　本事業を行う上での協議・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
５　職員の雇用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
６　問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

第１　公募概要

１　委託業務名

和光市地域子育て支援拠点事業運営業務

２　事業の背景・目的

近年、保育基盤の整備が進む一方で、少子高齢化の進行によるこども人口の動態変化や、核家族化に伴う孤立、経済的困難、配慮を要するこどもへの支援など、子育てニーズは多様化・複雑化しています。

こうした状況を受け、本市では令和７年度からの「和光市こども計画」において、「こどもが幸せを感じ、地域みんなで幸せを実感できる『こどもまんなか』和光」を基本理念に掲げ、すべてのこどもの権利が保障され、こども・子育て家庭のウェルビーイングが向上する社会の実現を目指しています。

地域社会全体でこどもと子育て家庭を切れ目なく支えるためには、より身近な地域で親子の交流や育児相談等を行う「地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）」の存在が不可欠です。本事業は、包括的な相談支援の中核を担う「地域こども家庭センター」と連携しながら、地域での子育てを支える重要な役割を担っています。本年３月に、地域こども家庭センターとともに本事業の運営事業者を公募したものの、選定には至りませんでした。

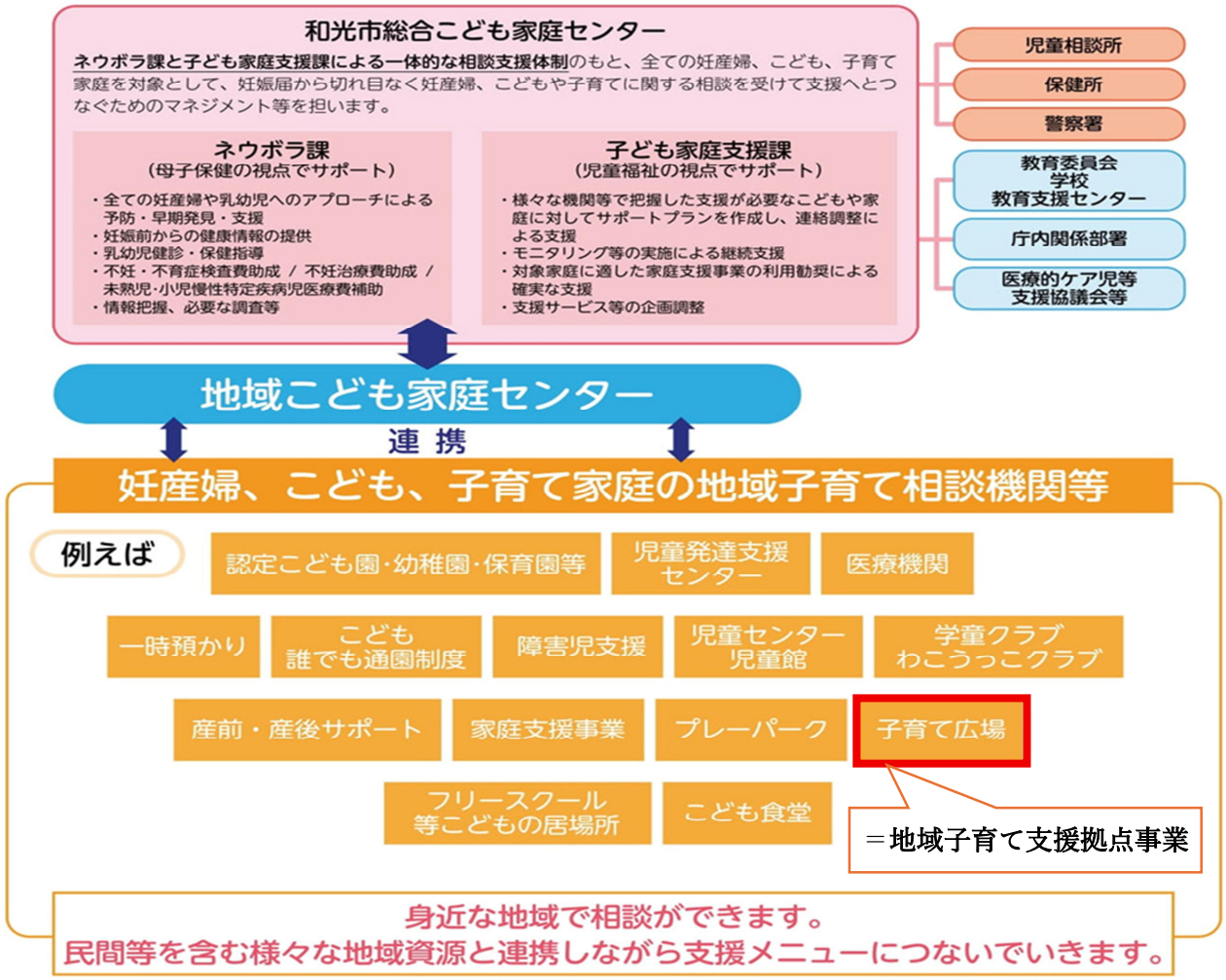
その後、現在のこども人口の推移や既存の地域資源の有効活用について改めて検討を重ねた結果、地域に根差して子育てニーズに柔軟に対応できる本事業を１か所、新たに整備することといたしました。

本公募は、地域における子育てニーズに的確に対応するとともに、こどもの権利の保障を第一に考え、こどもの健やかな育ちを地域全体で支えていくため、本事業の運営を担う高い意欲と専門性を持った事業者を広く募集するものです。

＜和光市地域子育て支援拠点事業の基本的な考え方＞

こどもの権利を保障し、こども家庭センターをはじめとする地域資源と連携しながら、身近な場所で親子の笑顔と安心を支える「子育て広場」

【参考】地域こども家庭センターイメージ（和光市こども計画 17 ページ）



３　公募する本事業と実施場所

⑴　公募する本事業

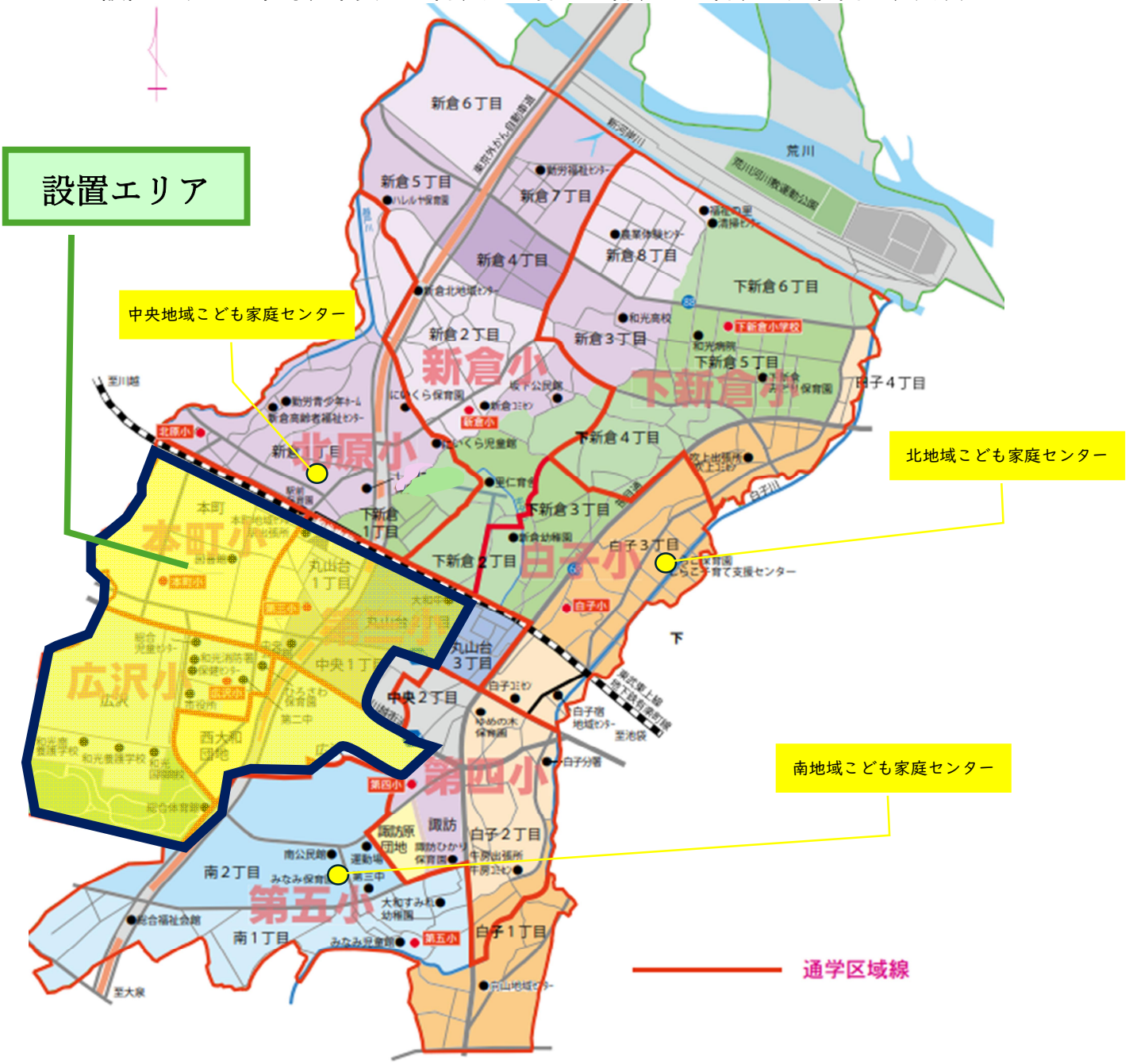
和光市地域子育て支援拠点事業の運営　１か所

⑵　実施場所　設置エリア内に設定

これまでの実績から、本事業の利用者は、０歳から２歳の低年齢児童が８０％を占めています。赤ちゃんとともに徒歩圏内で出かけることができる場所を鑑み、実施場所は、概ね下記の図の設置エリアとします。

なお、令和９年度から、市民の身近な地域子育て支援拠点事業機能と包括的な相談支援機能を併せもつ、「地域こども家庭センター」を圏域ごとに設置します。

設置エリア：本町、中央１丁目、丸山台１丁目、２丁目、西大和団地、広沢



４　設置エリアの特色

⑴　設置エリアの地区別児童人口の状況

設置エリアの地区別の未就学児童の人口は、表１のとおりです。

【表１】地区別未就学児童人口　（令和８年４月１日現在）

行政区	未就学児童人口			未就学児童人口の割合
		0･1･2歳	3･4･5歳	
西大和団地	69人	48人	21人	2.91%
本町	240人	113人	127人	2.83%
中央１丁目	24人	10人	14人	3.64%
丸山台１丁目	52人	33人	19人	4.78%
丸山台２丁目	268人	123人	145人	6.72%
広沢	224人	100人	124人	8.32%
合計	877人	427人	450人	

※未就学児童人口の割合：地区別未就学児童人口/地区別全人口

※全行政区合計の未就学児童人口の割合 4.20%

丸山台１丁目、２丁目、広沢は未就学児童の割合が高くなっています。

⑵　０－２歳児の保育施設の在籍状況

設置エリア内、特に本町、広沢地区の０－２歳児の保育施設在籍状況は低い傾向にあります。

⑶　各地域こども家庭センター内における本事業の面積

令和９年度から予定している地域子育て支援拠点の面積は表２のとおりです。設置エリアに隣接する中央地域こども家庭センターは、小規模なものとなっています。

【表２】本事業別面積（令和９年度から）

拠点名称	面積
中央地域こども家庭センター（中央エリア）	約５０平米
南地域こども家庭センター（南エリア）	約２００平米
北地域こども家庭センター（北エリア）	約９０平米

５　事業内容

事業内容は、地域子育て支援拠点事業実施要綱（こ成環第１０６号令和７年４月１日）に基づき以下の業務を行って下さい。具体的には別紙１「和光市地域子育て支援拠点事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載していますので仕様書をよくお読みください。

⑴　子育て親子の交流の場の提供と交流促進

⑵　子育て等に関する相談、援助の実施

⑶　地域子育て関連情報の提供

⑷　子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月１回以上）

⑸　地域支援

６　契約期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年の長期継続契約とします。

７　職員配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を２名以上配置してください。

８　見積基準額

令和９年度における見積基準額は下記のとおりです。基準額を参考に業務に必要な経費等の見積を、様式を用いて計上してください。なお、計上の際は、効率的な見積りに努めてください。

見積基準額　　13,040,000 円

※見積基準額は、令和８年３月に実施したプロポーザルと同様の額としています。

第２　公募スケジュール等

１　スケジュール

内　容	日　程
公募要項の配布開始	令和８年１０月１４日（水）
質問受付期間	令和８年１０月１４日（水）～１０月２６日（月）
質問に対する回答	令和８年１１月２日（月）
参加表明期限	令和８年１１月９日（月）
応募申請受付期限	令和８年１１月１６日（月）
企画提案書受付期限	令和８年１２月１日（火）
プレゼンテーション審査	令和８年１２月１７日（木）
審査結果通知	令和８年１２月下旬
委託契約（見込み）	令和９年４月１日（木）

２　本公募要項の配布

本公募要項及び様式等は和光市ホームページからダウンロードすることができます。公募に関する進捗、質問に対する回答及び様式等に修正があった場合は、同じページにて周知しますので、随時確認をお願いします。

https://www.city.wako.lg.jp/kosodate/1000009/1009703/1013088.html

⑴　配布場所

和光市子どもあんしん部ネウボラ課母子保健担当

埼玉県和光市広沢１番５号　和光市役所４階

ＴＥＬ　０４８－４２４－９０８７（直通）

⑵　配布開始日

令和８年１０月１４日（水）午前９時から
※閉庁日及び閉庁時間を除く

３　質問の受付及び回答

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けます。

⑴　提出方法

本公募要項等に関する質問がある場合は、「プロポーザル質問票【様式１】」に記入の上、メールで提出してください。なお、メール以外（電話、口頭など）や、【様式１】を使用しない質問及び質問受付期間後の質問には回答しません。

⑵　提出先

和光市子どもあんしん部ネウボラ課
メールアドレス：d0600@city.wako.lg.jp
電子メールの件名は「プロポーザル質問【団体名】」としてください。

⑶　質問受付期間

令和８年１０月１４日（水）から１０月２６日（月）まで

⑷　回答

受け付けた質問及びその回答は、令和８年１１月２日（月）に市ホームページ上で公開します。なお、回答にあたっては質問をした団体名は公表しません。

第３　応募申請に関する事項

１　応募要件

本事業に応募することができる者は、次の要件をすべて満たす者とします。共同事業体による申請の場合も参加者すべてが以下の要件を満たす必要があります。

⑴　次のいずれかに該当する法人であること。

ア　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人
イ　私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）に規定する学校法人であって幼稚園、その他の幼児教育・保育施設の設置又は運営の実績を有するもの。
ウ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
エ　日本赤十字社法（昭和２７年法律第３０５号）に規定する日本赤十字社
オ　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人
カ　労働者協同組合法（令和２年法律第７８号）に規定する労働者協同組合
キ　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する会社

⑵　施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築くことができ、同業他社の誹謗中傷をしない事業者であること。

⑶　児童福祉事業に熱意と見識を有し、本事業を運営するために必要な経営基盤及び社

会信望を有し、本事業の受託実績が１年以上ある事業者であること。

⑷　和光市こども計画に基づく子ども・子育て支援行政について積極的に協力できる事業者であること。

⑸　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

⑹　宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。

⑺　申請書類提出時点において、和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく参加資格の停止措置を受けていない事業者であること。

⑻　直近３年分の国税及び地方税を滞納していないこと。

⑼　経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が社会的信望を有すること。

⑽　その他法令等に違反しない事業者であること。

⑾　緊急な対処を要する事態が発生した場合、迅速（１時間以内）に対応できる場所に、本社又は事業所等を有すること。

⑿　個人による応募ではないこと。

２　応募申請の受付

本プロポーザルに応募を希望する事業者（以下「応募事業者」という。）は、以下に基づき、申請を行ってください。

なお、応募する場合は、令和８年１１月９日（月）までに参加表明をする必要があります。参加表明時に提出が必要な書類については、１４ページ２をご覧ください。

⑴　参加表明

ア　表明期限

令和８年１１月９日（月）午後４時３０分まで

イ　提出書類

参加表明書【様式２】

※参加表明書の提出場所や方法は、⑶受付場所、⑷提出方法と同様です。

⑵　応募受付期限・受付時間

令和８年１１月１６日（月）

午前９時から午後４時３０分まで

※閉庁日及び閉庁時間を除く。

⑶　受付場所

和光市子どもあんしん部ネウボラ課　母子保健担当

和光市広沢１番５号　和光市役所４階

ＴＥＬ　０４８－４２４－９０８７（直通）

Ｅメール　d0600@city.wako.lg.jp

⑷　提出方法

関係書類を持参の上、⑶受付場所に提出して下さい。郵送された提出物は受け付ない

ものとします。必ず事前に担当まで電話連絡の上、持参してください。

⑸　応募申請に関する提出書類

応募の際に必要とする提出書類は以下のとおりです。

ア　プロポーザル応募申請書【様式３】

イ　（共同事業体での応募の場合）共同事業体協定書兼委任状【様式４】

ウ　団体（会社）概要書【様式５】

エ　類似業務実績調書【様式６】

オ　役員名簿【様式７】

カ　暴力団排除に関する誓約書（参考様式）

キ　団体の設立趣旨、組織及び運営に関する事項のかわる書類（各団体作成の外部向けパンフレット等）

ク　法人の登記謄本又は登記事項証明書

ケ　法人の印鑑証書

コ　直近の法人税、法人市町村民税及び法人都道府県民税の納税証明書（事業所が複数ある場合は、応募者の事業者に係るもの）

サ　直近の３年分の決算書及び事業報告書

※様式番号がない場合は様式自由です。

３　企画提案書等の受付

応募事業者は、上記２⑸応募申請に関する提出書類の他、以下の⑸企画提案に関する提出書類を持参により提出してください。

⑴　受付期限・受付時間

令和８年１２月１日（火）

午前９時から午後４時３０分まで

※閉庁日及び閉庁時間を除く。応募申請の受付期間と違いますのでご注意ください。

⑵　受付場所

２応募申請の受付⑶の受付場所と同様です。

⑶　提出方法

２応募申請の受付⑷の提出方法と同様です。

⑷　企画提案に関する提出書類

ア　企画提案書【様式自由】

表紙は様式を用意しています【様式８】を使用してください。なお、他ご提案について様式はありません。ただし、企画提案書中に、事業実施場所の平面図またはレイアウト図など実施場所のイメージがわかるものを提出してください。

イ　契約期間中の事業年度ごとの配置予定者調書【様式９】

ウ　契約期間中の事業年度ごとの見積書【様式１０】

エ　個人情報管理体制確認表【様式１１】

⑸　企画提案にあたっての考え方

「和光市地域子育て支援拠点事業委託仕様書」をよくお読みいただき、事業内容をご提案ください。

４　応募申請及び企画提案に関する共通事項

⑴　書類の提出部数

上記書類は、正本各１部、副本１６部を提出してください。

⑵　提出書類の綴り方

書類は原則Ａ４サイズで、横書き左綴じとします。上記提出書類の順（応募のア～シ、企画提案のア～オ）に、通しのページ番号をふってください。企画提案書のページ数の制限はありませんが、提案内容がわかるよう簡潔明瞭なものとしてください。

⑶　提出された書類等の取扱い

ア　市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

イ　提出された応募申請及び企画提案に関するすべての書類は返却しません。

ウ　企画提案書等の著作権は、委託事業者が決定するまでの間は応募事業者に帰属するものとします。

エ　市は、提出書類を和光市情報公開条例（平成１２年条例第４８号）による公文書として取り扱い、同条例による開示請求があった場合は、個人のプライバシーや企業秘密などの不開示情報に該当する部分を除き、開示するものとします。

オ　提出書類は、応募書類及び企画提案に関する書類の締切が過ぎた後は、一切修正は応じません。

第４　審査及び選定に関する事項

１　選定方法

本事業の選定は、知識経験を有する者及び市職員による選定委員会を設置し、当該選定委員会の審査によるものとします。

⑴　第一次審査（書類審査）

公募に関する書類から応募事業者の適格性（参加資格）を審査します。

審査日程：令和８年１１月下旬を予定しています。

⑵　第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査後、提出された企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点等の説明を行ってください。第二次審査の詳細は、第一次審査通過者へ対して通知します。

審査日程：令和８年１２月１７日（木）

２　応募事業者の失格

応募事業者（共同事業体を含む）が以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。

ア　応募要件に該当しない場合

イ　選定を行う選定委員会の委員が経営及び運営に直接関与している場合

ウ　応募に関して、応募事業者の不正な行為が明らかになった場合。

３　選定の基準

別紙２に定める選定の基準に基づき、公正かつ適正に審査し、選定します。

４　選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募事業者に通知すると同時に、市のホームページで公表します。公表結果は、応募団体数、事業者名、選定方法、選定委員会委員、審査基準、審査結果（応募団体の得点）及び選定された団体の提案内容の講評等となります。

第５　委託契約に関する事項

本プロポーザルに係る選定委員会の選定結果報告を受け、市長は委託事業候補者を決定します。

契約までの間、市と委託事業候補者と覚書を締結し、契約にむけて協議を行います。

第６ その他

１　業務を実施するにあたっての留意事項

⑴　関係法令等の遵守

業務の実施に当たっては、「児童の権利に関する条約」の趣旨を理解し、こども基本法（令和４年法律第７７号）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）等を遵守することとします。

また、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、和光市情報公開条例（平成１２年条例第４８号）、和光市行政手続条例（平成１０年条例第３号）など、公の業務を運営するにあたり遵守すべき関係法令にも熟知することとします。

⑵　業務の再委託の禁止

委託事業者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、業務を円滑に遂行するにあたり、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

２　本事業の委託が困難になった場合の措置

⑴　委託事業者の責めに帰すべき事由による場合

委託事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合、また、委託事業者におけるハラスメント行為等により当該事象事業者の利用者が不利益を被る事項の発生、又は市の計画や方針から逸脱した事業展開を認めた場合は、市長は委託契

約の取消しができるものとします。その場合、市に生じた損害は、委託事業者が賠償するものとします。

⑵　当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他、市及び受託者いずれの責めに帰すことができない事由により本事業の継続が困難になった場合、本事業の継続の可否について両者で協議を行うものとします。協議の結果、本事業の継続が困難と判断した場合、市長はその本事業運営業務委託契約を取り消すことができるものとします。

３　予算が成立しなかった場合の措置

本事業は、令和９年度当初予算の成立を前提として実施するものです。そのため、令和９年度当初予算が成立しなかった場合及び、契約までの期間に委託事業者と契約することが著しく不適当と認められる事態が生じたときは、本プロポーザルに係る費用の負担を含め市は責任を負いません。

４　本事業を行う上での協議

本プロポーザルにより決定した本事業の委託事業候補者とは、令和９年度からの業務開始に向けて、随時協議や業務引継ぎを行っていきます。なお、その経費は委託事業候補者の負担とします。

また第１、６に掲げる契約期間の終了もしくは契約の取消しにより次期委託事業者に業務を引き継ぐ場合は、円滑に業務を遂行できるように引継ぎを行わなければなりません。また、市又は次期委託事業者より業務の引継ぎを行うための視察研修の申出があったときは、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければなりません。

５　職員の雇用について

現行の委託事業者以外の団体が委託事業者となる場合にあっては、現行の委託事業者である団体が当該委託事業に係る業務を行う者として雇用している職員のうち、引き続き現状による勤務を希望する者に対しては、誠意をもって勤務条件を整備し可能な限り雇用することを原則とします。

６ 問合せ先

和光市子どもあんしん部ネウボラ課　母子保健担当

ＴＥＬ　０４８－４２４－９０８７

Ｅメール：d0600@city.wako.lg.jp

提出書類・書式一覧

１　質問に関する書式

ア　プロポーザル質問票【様式１】

２　参加表明に関する書類

ア　参加表明書【様式２】

３　応募に関する書類

ア　プロポーザル応募申請書【様式３】

イ　（共同事業体での応募の場合）共同事業体協定書兼委任状【様式４】

ウ　団体（会社）概要書【様式５】

エ　類似業務実績調書【様式６】

オ　役員名簿【様式７】

カ　暴力団排除に関する誓約書（参考様式）

キ　団体の設立趣旨、組織及び運営に関する事項のかわる書類（各団体作成の外部向けパンフレット等）

ク　法人の登記謄本又は登記事項証明書

ケ　法人の印鑑証書

コ　直近の法人税、法人市町村民税及び法人都道府県民税の納税証明書（事業所が複数ある場合は、応募者の事業者に係るもの）

サ　直近の３年分の決算書及び事業報告書

４　企画提案に関する書式

ア　企画提案書表紙【様式８】

イ　契約期間中の事業年度ごと配置予定者調書【様式９】

ウ　契約期間中の事業年度ごと事業年度の見積書【様式１０】

エ　個人情報管理体制確認表【様式１１】